

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

えびの市長 村岡隆明

市町村名 (市町村コード)	えびの市 (452092)
地域名 (地域内農業集落名)	柳水流地区 (柳水流集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年5月10日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・当地域は、大丸川や溝添川など豊富な水系を有しており、水稻経営が主体となっている。
- ・ほ場の面積や農道・作業路が狭く、大型機械が入りにくい。また、ほ場が分散しているため、作業効率が悪い。
- ・担い手は今は確保できているが、今後、高齢農家のリタイアが増加することが予想され、荒廃農地の発生が懸念されることから、耕作が継続しやすいように農地の集約化を図る必要がある。
- ・水源及び水路の整備をはじめ、水の確保に大変苦慮しており、多面的機能支払交付金制度を活用して、耕作放棄地を出さないよう地域で協力体制をとっている。
- ・鳥獣被害が出ているので対策が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水田を活用した普通作物(主食用米、加工用米)を主要作物としつつ、飼料作物(飼料用米等)を今後も継続して取り組む。
- ・鳥獣被害が拡大しないよう防止柵を設置する。
- ・今後農地を維持管理していくために、地域でできることを協議し、地域外から担い手の確保についても検討する。
- ・農地の維持管理について、地域で一体となって取り組む必要がある。
- ・将来とも農業基盤の確保・維持・保全を図るため、水源・水路の整備は急務である。
- ・鳥獣被害防止柵の設置等に取り組む。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	29.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	29.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を「農業上の利用が行われる区域」とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地元の担い手や認定農業者などに対し、農地の集積・集約化による団地化を進めるため、農地中間管理事業を積極的に活用していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
将来の担い手への経営農地の集約化を目指すため、農業をリタイア・経営転換する者、及び基盤法による契約更新の必要となる農地所有者は、原則として農地を機構に貸し付けていく。また、担い手の分散錯圃の解消を目指し、利用権を交換しやすくするために、中間管理事業の借受者(耕作者)は、なるべく農地を中間管理機構に貸し付けていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地元の担い手が中心となって当地区の農地を守っていくが、認定農業者の育成を進める一方、関係機関との連携により営農意欲のある新たな就農者の確保・育成を図る。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
近隣の農作業受託法人も活用しながら農作業受委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害が発生しているので防止柵の設置に取り組む。
 ⑦当地区は多面的機能支払交付金制度に取り組んでおり、農地保全、施設等の維持・管理についてはこれまでどおり地域一体で取り組んでいく。